

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第4号

職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休暇に関する規則（平成27年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「掲げる日数」を「掲げる日数（これにより難い事情がある場合は、他の職員との均衡を考慮して、任命権者が定めるものとする。）」に改め、同条第8項中「第23号」を「第23号。以下「勤務時間規則」という。」に、「同規則第3条」を「勤務時間規則第3条」に改め、同項ただし書中「できる。」を「できる。（これにより難い事情がある場合は、他の職員との均衡を考慮して、任命権者が定めるものとする。）」に改め、同条第9項第2号中「45分）」を「45分）（これにより難い事情がある場合は、他の職員との均衡を考慮して、任命権者が定めるものとする。）」に改める。

第4条第1項第7号中「子」を「子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。第5条を除き、以下同じ。）」に、「期間」を「期間又は時間」に改める。

第5条第1項中「であって職員と同居しているもの」を「（第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」に改め、同項第2号中「者で」を「者で、それぞれ」に改め、同条中第3項及び第4項を次のように改める。

3 条例第12条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し行わなければならない。

4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第5条に次の4項を加える。

5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の規定による申出（短縮して指定することの申出に限る。）に基づき次項若しくは第

- 7 項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、任命権者に対し申し出なければならない。
- 6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が公務の運営に支障が生じるため介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第5条の次に次の2条を加える。

第5条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

- 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

（介護時間）

第5条の3 介護時間の単位は、30分とする。

- 2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連

続した2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成27年条例第22号）第22条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

第7条の見出しを「介護休暇及び介護時間の請求」に改め、同条第1項中「介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の任命権者が定める場合には、任命権者が定める期間）について一括して請求しなければならない。

第8条中「特別休暇又は介護休暇」を「特別休暇、介護休暇又は介護時間」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の休暇に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年条例第3号）附則第2項の適用を受ける職員にあっては、この規則による改正前の職員の休暇に関する規則第7条第2項の規定による介護休暇の請求における期間の初日を改正後の規則第5条第3項における初日とみなす。